監　第　２２２－４号
令和８年11月６日

今　治　市　長　　徳　永　繁　樹　様

今治市議会議長　　達　川　雄　一　郎　様

今治市農業委員会会長　　桑　　田　　誠　様

今治市監査委員　　木　原　盛　展
同　　近　藤　　博

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく令和８年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により次のとおり提出する。

１　監査の種類　　定期監査

２　監査の対象　　農業委員会事務局

３　監査の期間　　令和８年９月４日～令和８年11月６日

４　監査の着眼点及び主な実施内容

令和７年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

５　監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

農　業　委　員　会　事　務　局

【事務分掌】

庶務係

(1)　農業委員会の会議に関すること。

(2)　告示に関すること。

(3)　委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の報酬及び費用弁償に関すること。

(4)　条例、農業委員会の規則及び規程等の制定及び改廃に関すること。

(5)　予算及び決算に関すること。

(6)　職員の進退、賞罰、服務及び福利厚生に関すること。

(7)　旅行命令及び旅費の計算に関すること。

(8)　文書の収受、発送及び保存に関すること。

(9)　物品の出納及び保管に関すること。

(10)　前各号に掲げるもののほか、他の係に属さない事項に関すること。

農地担当

(1)　農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。)その他の法令により農業委員会の権限に属させられた農地等(農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 2 条第 2 項に規定する農地等をいう。以下同じ。)の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成 19 年法律第 48 号)及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号)により農業委員会の権限に属させられた事項

(2)　土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)その他の法令により農業委員会の権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

農業係

(1)　農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。)に関する事項

(2)　法人化その他農業経営の合理化に関する事項

(3)　農業一般に関する調査及び情報の提供

(4)　独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)に基づき農業委員会に委任された事務に関すること。

【指摘事項等】

（意見）

1　農地情報管理システムについて、現在は庁内システムをメイン、全国統一システムをサブとして併用しており、今後は両システムのメインとサブを入れ替える予定としている。庁内システムは情報の連携で優れる面がある一方、サポートが終了しており、法改正にも対応していないため、早期に移行を実施し、円滑な運用に努められたい。